

判断基準 a・b・cは、評価項目に対する「到達の状況」を示します。

- a：現状維持の努力が必要とされる水準
- b：「a」に向けた取組みの余地・伸びしろがある状態
- c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態

### 第三者評価結果

事業所名：あつる滝頭保育園

共通評価基準（45項目）

#### I 福祉サービスの基本方針と組織

##### 1 理念・基本方針

|   |         |
|---|---------|
| (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。   | 第三者評価結果 |
| 【1】 I-1-(1)-①<br>理念、基本方針が明文化され周知が図られている。  | b       |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人理念に基づく園独自の保育理念を掲げ、それぞれ3つの保育方針と保育目標を明示し、園だよりや全体的な計画、年度事業計画・事業報告等に記載して広く周知に努めています。また、2021年4月に公立保育園から民間移管となった経緯から、公立当時の保育目標も併示して、子どもを尊重し主体性や協調性を育む保育をさらに深め、実践する姿勢を明示しています。職員に対しては、園内研修や職員会議等で随時説明し周知を図るほか、保護者にも入園説明会や家族懇談会等で説明しています。一方、園の保育理念・方針は、ホームページには記載がなく、保護者アンケートでも理解を示す回答が7割程であることから、今後さらなる周知と理解浸透に向けた取組みが期待されます。</p> |         |

##### 2 経営状況の把握

|   |         |
|---|---------|
| (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。   | 第三者評価結果 |
| 【2】 I-2-(1)-①<br>事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。  | a       |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人として複数の保育園を運営し、組織全体で保育・福祉に関する情報収集と共有化を行っています。園でも独自に行政や保育関係団体等からの情報のほか、「よこはま☆保育・教育宣言」や「磯子区地域福祉保健計画」等の内容を確認し、福祉全般の情報収集に努めるとともに、区の園長会や保育士会、幼保小連携事業等への参加を通じて、地域の状況把握と福祉ニーズの分析を行っています。園の事業収支や保育のコスト分析、通園児数の推移等の運営状況は、法人本部と情報共有して分析・評価し、事業運営の健全化に努めています。</p>  |         |
|   | 第三者評価結果 |
| 【3】 I-2-(1)-②<br>経営課題を明確にし、具体的な取組みを進めている。   | a       |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長は法人理事を兼務し、理事会のほか法人の園長会議にも参加して組織全体の運営状況を分析・把握するとともに、各々の経営課題の明確化と改善に向けた協議を行っています。園でも独自に、地域の福祉ニーズに基づく保育環境の整備・充実に努めています。法人の各会議の内容や園の運営課題は、職員会議等を通じて職員に周知しています。現在、新たな保育のあり方として、法人全体で「ハイスコープ・カリキュラム」を導入し、子どもの個性や主体性を尊重した、より質の高い幼児教育と保育実践のための取組みを推進しています。</p> |         |

##### 3 事業計画の策定

|   |         |
|---|---------|
| (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。   | 第三者評価結果 |
| 【4】 I-3-(1)-①<br>中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。  | a       |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人・園それぞれで2021～2023年度の3か年に亘る中期計画を策定し、事業運営の方向性を明確化しています。法人の中期計画では、共通の事業目標を明示するとともに、各系列園の目標として新たな保育手法の導入と実践、人材育成、施設設備の維持管理など、3年間に亘る重点実施項目を時系列で具体的に列記しています。また、法人の計画に沿って園の中期計画を策定し、各年度の事業報告で達成度を評価し、全体共有することを明文化しています。園の中期計画では、保育内容や事業運営に関する重点項目、人事、財務、及び施設の維持管理等の内容を具体的に記載し、職員間で認識の共有化を図っています。</p> |         |

|  |         |
|--|---------|
|  | 第三者評価結果 |
| 【5】 I-3-(1)-②<br>中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。  | a       |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人及び園の中期計画に基づき、年度ごとに事業計画を策定しています。計画では、保育理念・保育目標を明示し、当該年度の開催行事や職員構成、施設の維持管理など、基本的な内容を記載しているほか、法人全体で推進する新たな保育手法の理解浸透や、新規採用職員の効果的育成、管理職の職責の明確化など、当該年度に実施する重点的な目標課題を明示しています。また、地域との連携や要支援児・障がい児及びその世帯への支援、区主催の出前講座を活用した省資源・環境配慮を学ぶ保育プログラムなど、地域特性や園の特色を生かした取り組みを計画に位置づけ、段階的に推進しています。</p> |         |
| (2) 事業計画が適切に策定されている。   | 第三者評価結果 |
| 【6】 I-3-(2)-①<br>事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。   | a       |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事業計画の内容は、中期計画の内容に基づき、前年度の自己評価結果や職員会議の協議内容、事業報告等を踏まえて園長が策定し、理事会の承認を経て確定しています。計画の策定にあたっては、乳児・幼児の各会議やカリキュラム会議、給食会議など、各々の視点から協議した内容をはじめ、職員の改善提案等も積極的に取り入れています。園の事業計画は年度当初の職員会議等で園長から全職員に説明し、周知しています。事業計画の進捗状況は法人理事会で確認するほか、年度後半に園長・主任で進捗確認を振り返るとともに、必要に応じて見直し・修正を行っています。</p>            |         |
|  | 第三者評価結果 |
| 【7】 I-3-(2)-②<br>事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。   | a       |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園入口横に資料閲覧コーナーを設け、園の事業計画や中期計画、事業報告、決算報告等の文書を配置して、来園者が随時閲覧できるようにしています。事業計画の主な内容は、年度当初の保護者懇談会や個人面談等の機会を通じて、園長から説明を行っています。2021年4月に公立保育園から民間移管となり、豊富な社会体験を通じて子どもの学びや育ちを支援する方針のもと、クリスマス会やバス遠足等の園行事を漸次開催しています。また、保護者の意見を反映した事業運営に鑑み、保護者懇談会や保護者アンケート等を通じた積極的な意見・要望の聴取にも努めています。</p>          |         |

#### 4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

|   |         |
|---|---------|
| (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。  | 第三者評価結果 |
| 【8】 I-4-(1)-①<br>保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。  | a       |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>乳児・幼児会議やカリキュラム会議、ケース会議等を通じて、各々の保育実践の振り返りと評価を実施するほか、前年度事業の進捗や保護者アンケートの検証結果等を踏まえ、次年度の事業計画や全体的な計画、年間指導計画に反映するなど、PDCAサイクルに基づいて園全体で改善を図る体制を構築しています。また、法人独自の基準を用いて毎年自己評価も実施しています。2023年度は職員の「ハイスコープ・カリキュラム」の理解促進をはじめ、区の育児支援への貢献活動や要支援児・障がい児保育のサポート等の取り組みを推進しています。</p>   |         |
|   | 第三者評価結果 |
| 【9】 I-4-(1)-②<br>評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。  | a       |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全129問・7領域からなる法人独自の基準を用い、年1回園の自己評価を実施しています。保育理念や保育内容、保護者・地域との連携支援、職務及び資質向上など、職員の認識の状況を領域別にパーセンテージで表記し、各々の特徴・課題も併記して職員の理解浸透に努めています。また、保護者アンケートの結果と総合満足度、個々の要望に対する回答や具体的な対応等も記載しています。結果は園長・主任が取りまとめて文書化し、全職員に配布するほか、主任とリーダー保育士で構成するリーダー会議や、職員会議等を通じて職員間で検討し、課題を共有化しています。改善課題は順次改善に取り組むほか、事業計画や全体的な計画、年間指導計画等に反映しています。自己評価結果は保護者にも配布しています。</p> |         |

## II 組織の運営管理

### 1 管理者の責任とリーダーシップ

|   |         |
|---|---------|
| (1) 管理者の責任が明確にされている。  | 第三者評価結果 |
| 【10】 II-1-(1)-①<br>施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。   | a       |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長は、年度当初の職員会議や園内研修等で自らの所信を表明するとともに、保護者に対しても重要事項説明書や園だより、ホームページ等に自身の保育方針を掲載し、入園説明会や保護者懇談会等で説明しています。「職員資質向上マニュアル」に施設長の責務を明文化し、保育人材キャリアパスにも具体的な役割や責務を明示するとともに、安全管理マニュアルや自衛消防組織図を策定し、緊急時の指揮系統及び役割分担を明確化するとともに、園長不在時の権限移譲も明示し、内部研修やマニュアルの読み合わせ等を通じて職員間の意識の共有化に努めています。</p>   |         |
|   | 第三者評価結果 |
| 【11】 II-1-(1)-②<br>遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。   | a       |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長は外部の研修等に参加し、各種法令及び遵守に関する情報収集を行うほか、法人の理事会や園長会議等で情報共有し、園内の各会議やミーティング等で随時職員に周知しています。保育従事者に必須の法令は、内部研修に位置付け、各マニュアルの内容に反映するなど、職員の理解と実践を促しています。また、労働法規の遵守やハラスメント防止等についても、職員会議等で説明し周知しています。法人及び園としてSDGs（持続可能な開発目標）に取り組み、区主催の出前講座を活用して、ごみ分別や環境配慮を学ぶ保育プログラムを実施するほか、「ハイスコープ・カリキュラム」を通じて異文化や多様性に触れ、学ぶ機会を設けるなど、子ども一人ひとりがよりグローバルな視点で、地球環境や未来を意識することが出来るよう努めています。</p>          |         |
| (2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。  | 第三者評価結果 |
| 【12】 II-1-(2)-①<br>保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。   | a       |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長は、前年度の事業報告の内容や園の自己評価等を踏まえて保育の内容を分析・評価し、改善に向けた継続的な取り組みを行っています。改善すべき課題は職員会議を通じて園全体で協議するとともに、乳児・幼児会議やカリキュラム会議等で各々の視点から多面的に検討し、情報を共有化し実践に繋げています。正規職員からの改善提案をはじめ、民間移管前から勤務する非常勤職員からの意見も積極的に取り入れるなど、より多くの職員の意見を実務に反映し、職員の主体性や意欲を引き出す職場環境づくりに努めています。外部研修の積極的な活用や内部研修の充実化、法人研修及び系列園との交流促進など、園全体で保育の質向上を図る取り組みを推進しています。</p>   |         |
|   | 第三者評価結果 |
| 【13】 II-1-(2)-②<br>経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。   | a       |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園の人事・労務・財務の状況は園長と法人本部とで情報共有し、地域の特色や福祉ニーズ等を踏まえ、運営改善のための分析を行っています。また、法人の人材育成の方針に、「大切にしたい法人の考え」として、ミッション（存在意義）・ビジョン（実現したい未来）・バリュー（共通の価値観）・ポリシー（方針）の4つを掲げ、職員一人ひとりの主体性や個性を尊重しつつ、「国際的な視野を持ち子どももの自主性や資質・能力を伸ばす保育を実践できる人材」を育成することを明文化し、全職員に周知して職員の意識形成と業務実行性の向上に努めています。人材の確保・育成に鑑み、法人全体で積極的な採用活動を展開するとともに、時間外労働の削減や有給休暇の完全取得、研修受講の奨励など、職員の負担軽減と意欲向上を図る職場環境づくりに尽力しています。</p> |         |

### 2 福祉人材の確保・育成

|  |         |
|--|---------|
| (1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。  | 第三者評価結果 |
| 【14】 II-2-(1)-①<br>必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。  | a       |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>運営規定や事業計画に各年度の職員体制を明示し、国の設置基準以上の保育士を配置しています。法人共通の「保育人材キャリアパス」を策定し、職員の階層別に役割と責務、知識・技術等の期待水準を明示するとともに、取り組み姿勢や受講すべき研修等も明記して、段階的に職員の育成を図る体制を構築しています。中期計画に「採用・育成・評価・処遇を一体的に行う人事管理の推進」を掲げ、職員処遇全般の向上や働き甲斐のある職場づくりの推進を明示するとともに、「ハイスコープ・カリキュラム」に基づく職員の資質向上、メンター制度を活用した新任職員の効果的育成、中間管理職の職務の明確化の3つを事業計画に明示し、順次実行しています。保育士養成校への訪問や就活イベントへの出展など、積極的な採用活動も行っています。</p> |         |

|   |           |
|---|-----------|
|   | 第三者評価結果   |
| 【15】 II-2-(1)-②<br>総合的な人事管理が行われている。   | b         |
| <コメント><br><br>法人・園の期待する職員像として、「大切にしたい法人の考え」を掲げ、「国際的視点から子どもの自主性や資質・能力を伸ばす保育を實踐できる人材」を示すほか、職員資質向上マニュアルの「保育所職員に求められる専門性」として、接遇や守秘義務、職員間の連携、保育従事者の姿勢等を明示して職員に周知し、実践を促しています。法人全体で人事考課制度を導入し、目標管理面接を通じて各々の職務に応じた目標設定と達成度評価を実施するほか、年1回の意向調査で職員から意見を聴取し、法人本部と共有して職員の処遇改善に努めています。なお、法人が参画する「文部科学省IB教育推進コンソーシアム」の教員資格や「ハイスコープ・カリキュラム」のコーディネーターなど、スペシャリストの養成とともに専門部署を新設する等、新たなキャリアプランの体制整備に向けた準備を進めています。   |           |
| (2) 職員の就業状況に配慮がなされている。  | 評価(a・b・c) |
| 【16】 II-2-(2)-①<br>職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。   | a         |
| <コメント><br><br>園長が労務管理の責任者として、職員の就業状況を毎月確認し管理しています。職員の健康状態に留意し、随時声掛けや面談を実施するほか、必要に応じて受診も勧奨しています。時間外労働の削減や休暇取得を奨励し、2022年度の保育士の有給休暇取得率は100%となっています。職員の負担軽減や業務円滑化に鑑み、随時応援可能な勤務体制を確保するほか、個々の事情に応じて勤務編成を行う等、職員のワーク・ライフ・バランスにも配慮しています。福利厚生の実施とともに、職員同士が交流しやすい雰囲気作りなど、職場環境の改善を推進し、保育全体の質向上や職員の定着率向上にも尽力しています。   |           |
| (3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。  | 第三者評価結果   |
| 【17】 II-2-(3)-①<br>職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。  | a         |
| <コメント><br><br>法人全体で人事考課制度を導入し、各々の経験年数や役割・責務等に応じた5段階の階層と期待水準を設定して、全職員に周知しています。年3回の目標管理面接を行い、年度ごとの個別目標を設定するほか、中間評価を実施して職員ごとの課題達成に向けた助言・指導を行い、職員の資質向上に努めるとともに、年度後半に振り返りを行い、当該年度の取り組み状況を評価しています。人事考課は年度を前・後期の2期に分け、保育実務と安全管理、保護者支援、チームワーク、役割意識、規則遵守等の6領域で構成された人事考課シートを用いて自己評価と上席者の評価を比較し、個々の実績を査定・評価する仕組みを整備しています。  |           |
|   | 第三者評価結果   |
| 【18】 II-2-(3)-②<br>職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。  | a         |
| <コメント><br><br>法人・園の期待する職員像として、「大切にしたい法人の考え」を掲げるとともに、職員資質向上マニュアルに「保育所職員に求められる専門性」を明示して、職員に周知し実践を促しています。「保育人材キャリアパス」に基づき、職員の階層別に業務の期待水準や受講すべき研修、昇級条件等も明記して、段階的な育成に努めています。職員研修は、外部研修を園長・主任が、内部研修を主任が担当し、年度ごとに研修計画を策定して順次実行しています。園の実情等を踏まえ、地域療育センターの専門職を招いて内部研修を開催するなど、研修内容の充実化に努めるほか、年度末に研修結果の振り返りを行い、次年度の研修内容に反映しています。外部研修やオンライン研修を積極的に活用するとともに、「ハイスコープ・カリキュラム」の導入推進に鑑み、宿泊研修や海外の幼児教育視察研修等も行っています。 |           |
|   | 第三者評価結果   |
| 【19】 II-2-(3)-③<br>職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。  | a         |
| <コメント><br><br>園長は職員の知識・技術や資格取得、研修の受講状況等を把握し、法人本部と情報共有しています。各種マニュアルを整備し、メンター制度を活用して新人教育を実施するほか、業務0JTを通じて職員間の交流促進とスキルアップに繋げています。法人として主任研修やリーダー研修等の階層別研修を実施するほか、海外の幼児教育視察研修や宿泊研修なども行っています。参加のしやすさに配慮し、内部研修の開催時間や回数を柔軟に設定するほか、昼礼や職員会議等で外部研修の内容を伝達し、資料を回覧するなど、職員の知識・技術の習得と学習機会の確保に努めています。外部研修の開催案内は専用ファイルを用いて回覧し、口頭でも周知して、希望者には可能な範囲で受講を認めています。  |           |

|   |         |
|---|---------|
| (4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。   | 第三者評価結果 |
| II-2-(4)-①<br>【20】 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。  | a       |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「次代を担う保育人材の育成」と「実習指導を通じた保育の見直しと質の向上」を基本姿勢に掲げ、福祉系大学や専門学校等から保育実習生の受け入れを行っています。主任を実習担当者として、マニュアルに基づき受入手順や説明内容等を明確化し、対応を統一化しています。事前の面談で実習生本人の希望や目標・課題等を聴取し、実習内容に反映するほか、実習生の意欲を高め将来の職業として意識できるように、丁寧な関わりに配慮しています。主任は外部の実習指導者向け研修に参加し、各クラスの職員にも実習指導のねらいや留意事項等を説明して、認識の共有化に努めています。保育士養成校との交流・連携促進にも努力しています。</p> |         |

### 3 運営の透明性の確保

|  |         |
|--|---------|
| (1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。   | 第三者評価結果 |
| II-3-(1)-①<br>【21】 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。  | b       |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人及び系列園のホームページを開設し、理念と保育目標・保育方針とともに、法人の概要や沿革・歴史、実施事業、プライバシーポリシー等を掲載しています。また、決算資料及び定款、役員評議員名簿・報酬基準等の情報も公開しています。園のページでは、保育時間や定員数、アクセス、子育て支援事業等の情報のほか、災害時や個人情報保護等、園独自の対応も掲載しています。園庭開放や育児講座、交流保育等を定期開催し、開催案内を地域ケアプラザや郵便局、近隣商店等に掲示を依頼するなど、地域の子育て世帯に向け広く情報発信し、参加を呼び掛けています。一方、プライバシー等への配慮から閲覧に制限を設ける等、一般の閲覧者に対する情報が少ないことから、園の特長や詳しい保育内容の紹介など、より閲覧者に分かりやすい内容の工夫が期待されます。</p> |         |
|  | 第三者評価結果 |
| II-3-(1)-②<br>【22】 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。  | a       |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>文書取扱規程や経理規程、就業規則など、法人共通の各種規程を整備し、組織運営のルールを明確化しています。各規程の内容は全職員に説明し、周知を図るほか、規程集として1冊のファイルにまとめ、事務室に配置して随時職員が閲覧できるようにしています。法人顧問の税理士等の専門家の助言・指導に基づき、経営改善に努めています。法人監事による内部監査を年1回実施して、事業運営の適正化及び健全化に努めています。</p>  |         |

### 4 地域との交流、地域貢献

|   |         |
|---|---------|
| (1) 地域との関係が適切に確保されている。  | 第三者評価結果 |
| II-4-(1)-①<br>【23】 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。   | a       |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人・園の考える地域交流のあり方として、子どもの人権を尊重し、各家庭が意欲的・主体的に子育てができるよう支援すること、地域の子育て機能を補完し、子育て世帯の孤立化を防止すること、地域の関係機関との連携推進に努めること等をマニュアルに明文化しています。園独自にも地域子育て支援事業を積極的に推進し、一時保育や園庭開放、育児講座、交流保育など、様々な取り組みを行っています。園入口横に保護者用の閲覧コーナーを設け、子育て支援関連の配布物を設置し、随時情報提供や相談対応を行っています。磯子区内の保育・教育施設同士が連携し、公共施設に子どもの絵や創作品等の展示を行う「いそごすモスマイル」の活動にも積極的に参加し、地域との交流促進に努めています。</p>   |         |
|   | 第三者評価結果 |
| II-4-(1)-②<br>【24】 ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。  | a       |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ボランティア受入の基本姿勢として、園児の活動の幅を広げ生活を豊かにすること、地域に向け園の理解促進を図ること等を明文化しています。また、学校教育への協力姿勢として、児童・生徒のボランティア体験を通じて地域福祉の担い手を育成すること、参加者自身の喜びや成長に貢献することなどを明示しています。主任を担当者として、マニュアルを整備して対応手順や説明事項、活動範囲等を明確化するとともに、子どもとの接し方や守秘義務、衛生管理など、活動時の配慮事項等を必ず説明しています。積極的な募集は行っていないませんが、要請等に応じて適宜受け入れることとし、現在は移管前から継続して活動する地域の見守りボランティアを受け入れ、随時交流しています。幼保小連携事業に参画するとともに、近隣の中学校から職業体験を受け入れるなど、地域の学校教育にも協力しています。</p> |         |

|   |         |
|---|---------|
| (2) 関係機関との連携が確保されている。   | 第三者評価結果 |
| 【25】 II-4-(2)-①<br>保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。  | a       |
| <コメント><br><br>行政や医療機関、児童相談所など、地域の関係機関をリスト化し、職員会議やケース会議等を通じて各々の機能や特性等を職員間で情報共有しています。区の園長会や地域子育て連絡会、幼保小連携事業等に参加し、相互の連携推進に努めています。磯子区保育・教育施設職員研修等の合同研修に職員を派遣するほか、地域療育センターの専門職による園内研修も行っていきます。要保護児童対策地域協議会に参加し、管轄の児童相談所や区の担当課との円滑な連携体制構築に努めるとともに、卒園後の子どもや保護者からの相談に随時対応し、個別事例に対しても関係機関と連携して積極的にサポートを行うなど、地域のネットワーク化にも尽力しています。                                       |         |
| (3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。  | 第三者評価結果 |
| 【26】 II-4-(3)-①<br>地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。  | a       |
| <コメント><br><br>区の園長会や幼保小連携事業のほか、地域の保育園等との交流や磯子区地域子育て支援拠点との連携等を通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めるとともに、区の子育て連絡会にも参加して関係機関と協働して地域課題を共有化し、改善に向けた協議を行っています。現在は退任していますが、民間移管前から園の第三者委員を務め、見守りボランティアを兼ねる元民生委員児童委員2名を継続して第三者委員に選任し、定期交流を通じて地域に関する様々な意見を聴取しています。区地域子育て支援拠点のホームページに園の情報を掲載し、一時保育や園庭開放のほか、常時育児相談に応じる旨を発信するとともに、地域ケアプラザで開催する子育てイベントに保育士を派遣して、育児相談に応じる等の対応も行っていきます。        |         |
|   | 第三者評価結果 |
| 【27】 II-4-(3)-②<br>地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。  | b       |
| <コメント><br><br>地域の保育ニーズに沿って毎週定期的に園庭開放を実施するほか、地域の子育て世帯を対象に、七夕やクリスマス、ひな祭りなどの季節行事を開催し、毎月交流保育を行っています。育児講座では、親子クッキングやシャボン玉ショー、人形劇など、子どもと一緒に楽しめる企画を実施して、広く参加を呼び掛けるとともに、近隣の地域ケアプラザで開催する子育てイベントに保育士を派遣し協力を行っています。園行事や設備改修を行う際は、園長自ら近隣に挨拶訪問を行うほか、要望に応じて園庭の植栽や収穫物を提供する等、近隣住民との良好な関係性の維持・構築に努めています。不審者等に関する情報提供など、地域の防犯対策にも協力しています。一方、地域の防災訓練への参加等、災害対策への協力は今後の課題と捉えています。 |         |

### Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### 1 利用者本位の福祉サービス

|  |         |
|--|---------|
| (1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。  | 第三者評価結果 |
| 【28】 III-1-(1)-①<br>子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。   | a       |
| <コメント><br><br>基本理念を「『愛・行動・感謝』子どもの最善の利益と人権を守り福祉を積極的に推進します」としています。それが理解され実践されているかどうかを、保育所保育指針や法人作成の「人権擁護マニュアル」「職員資質向上マニュアル」も参考にしながら職員会議等で学び、確認します。また日常の保育で保育士が、また子ども同士が、互いを尊重する姿勢であるかどうかについて、園長が気づいたことをその都度職員に伝え、意識を高めています。子どもの人権に関しては、更に横浜市子ども青少年局発行の「よりよい保育のためのチェックリスト～人権擁護のために～」を使用して個々の職員が定期的に自己チェックをしています。性差への先入観や固定的な対応を行わないための配慮として、性別を意識させる表現は避けるようにしています。 |         |
|  | 第三者評価結果 |
| 【29】 III-1-(1)-②<br>子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。  | a       |
| <コメント><br><br>法人作成の「個人情報・プライバシー保護マニュアル」を備えています。園ではプライバシー保護を重要な課題として、毎月の会議の際に必ずマニュアルをもとにして確認しています。職員にはジェンダー平等について、園内研修を行います。子どもにはプライベートゾーンやジェンダーの絵本を幼児クラスに備えていつでも見られるようにしています。実際の保育場面では、プール遊びの際に外部から見えないようにカーテンを設置し、幼児の着替えの際には男女をカーテンで仕切り、着替えの方法は1、2歳児も全裸にならずに着替えるようにしています。保護者にはそのような取り組みを知らせています。  |         |

|  |         |
|--|---------|
| (2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。  | 第三者評価結果 |
| 【30】 Ⅲ-1-(2)-①<br>利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。   | a       |
| <コメント>   |         |
| 園の情報は、法人のホームページから見るができます。また、地域のふれあいイベントに保育士が派遣される時や施設長会には、園のパンフレットを持っていきます。また子育て支援拠点や地域のスーパーに、園の行事や交流保育へのお誘いを掲示しています。園のパンフレットは園の特色や開所時間、行事予定等を見やすく色分けをし、イラストをつけています。園の写真や周辺地図もカラーで一目でわかるようにしています。このパンフレットは毎年見直し、より園の状況がわかるように手を加えています。見学希望者は予約制で一日2～3組程を受け入れ、園長が個別に説明しています。見学者には園で実施している園庭開放や育児相談、交流保育の紹介も行っています。                                  |         |
|  | 第三者評価結果 |
| 【31】 Ⅲ-1-(2)-②<br>保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。   | a       |
| <コメント>   |         |
| 入園時には、事前に冊子「保育園利用のご案内（兼重要事項説明書）」を使用して、園長が保護者の様子を気に配りながら、わかりやすく説明します。まず園で大事にしている方針の説明から始まり、園の概要を詳しく伝えます。この冊子は図や表、絵等を交えて、見やすくわかりやすい工夫をしています。重要事項説明書の一部変更がある場合は、書面で変更部分を赤字にして、全保護者に配布しています。配慮が必要な保護者に対しては、個人面談を個々に事務室で行い、まず保護者の話を傾聴することを大切にしています。日本語のわかりづらい外国籍の保護者には翻訳機を活用し、また中国語が話せる職員が対応します。  |         |
|  | 第三者評価結果 |
| 【32】 Ⅲ-1-(2)-③<br>保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。  | b       |
| <コメント>   |         |
| 園では、卒園後も「地域の子どもたち」として継続的に関わる方針でいます。卒園や転園する際には、保護者に文書を配布します。内容は、協力してもらったことへの感謝と、いつでも園に立ち寄ってほしい旨を伝えるものです。園の住所と電話番号、ファックス番号も記しています。相談等の窓口は園長としています。小学校の入学式の際には、子どもたちが入学した7校に祝電を送り、その後卒園した子どもには運動会への招待状を送ります。卒園後に立ち寄る親子、運動会に参加する子どももいます。なお、保育の継続性に配慮した手順、引き継ぎ文書は作成していません。  |         |
| (3) 利用者満足の向上に努めている。  | 第三者評価結果 |
| 【33】 Ⅲ-1-(3)-①<br>利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。  | a       |
| <コメント>   |         |
| 日々の保育の中で保育士は子どもの様子から健康状態と保育園生活を楽しんでいるかを把握するようにしています。また保護者に対しては年に1回満足度調査を実施し、その結果と分析を検討して事業報告書に記し、保護者にも知らせています。また保護者に対して個別の面談、クラスごとの懇談会、保護者が一日保育士になる保育士体験も実施し、その後必ず全員に感想や意見を聞くアンケートをとっています。そこからも保護者の満足度を把握しています。それらの満足度把握や保護者の声は年度末に会議で話し合って検討し、改善策を考えていきます。例えば、保護者にとって話しやすい雰囲気になるための工夫を皆で考えています。今回の家族アンケートでは、園での遊びと生活について、保護者の9割程が「満足」を示す回答をしています。 |         |
| (4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。   | 第三者評価結果 |
| 【34】 Ⅲ-1-(4)-①<br>苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。   | a       |
| <コメント>   |         |
| 苦情解決の体制は整備されていて、法人作成の「苦情解決規定」に詳しく記載されています。それをわかりやすくまとめたものと仕組みの図を保護者には重要事項説明書に記し、また園内に掲示しています。意見箱を設置していますが、投書するよりも直接担任に口頭で話して解決する場合が大半となっています。必要な場合は事務室で詳しく聴取するとともに、申出者の意向を傾聴しながら解決策を協議し、経過と結果を書面に記録しています。今年度は外部からの騒音等の苦情2件と保護者からの苦情1件で、第三者委員と協議する件はありませんでした。アンケートで園に対する要望があった場合は公表しています。職員にはその都度説明し、必要な場合は解決策を話し合い、保育の向上につなげています。                  |         |
|  | 第三者評価結果 |
| 【35】 Ⅲ-1-(4)-②<br>保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。   | a       |
| <コメント>   |         |
| 保護者が相談したい場合に複数の方法や相手を選べることは重要事項説明書に記してあり、園便りでも知らせています。保護者が話しやすい雰囲気づくりを職員は日ごろから心がけています。周囲に聞かれない相談や時間を要する場合等には事務室内で面談し、その際は他者が入室しないよう、面談中の札をかけるなどの配慮を行っています。いつでも意見を言ってくれるように、また個人面談は随時受け付けていることを懇談会で周知しています。   |         |

|   |         |
|---|---------|
|   | 第三者評価結果 |
| 【36】 Ⅲ-1-(4)-③<br>保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。   | a       |
| <コメント>  |         |
| 職員は日常的に保護者が話しやすいように心がけ、送迎の際も保育に差しさわりのない限り、話を傾聴するようにしています。意見箱は設置し、年に1回アンケートを実施し、行事の後も必ずアンケートを実施して、積極的に保護者の意見を把握するようにしています。相談や意見を受けた時の記録書式を備えています。法人作成の苦情解決規定をマニュアルとして整備しています。また、それをより保育士に具体的にわかりやすくまとめたものが園作成の「保育マニュアル」に「意見・要望・苦情への対応」としてまとめられています。苦情・意見は原則として即対応、即解決、結果の確認を心がけています。職員にはその都度日々のミーティングで周知し、必要な件については解決策を共有します。苦情解決規定は法人で定期的に見直しを行っています。                 |         |
| (5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。   | 第三者評価結果 |
| 【37】 Ⅲ-1-(5)-①<br>安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。   | b       |
| <コメント>  |         |
| 法人作成の「安全マニュアル」を備えています。さらに園作成の「保育マニュアル」に、事故を未然に防ぐために、としてリスクマネジメント、改善対応（事故の内容に学ぶ）を記載し、職員に周知しています。リスクマネジメントに関する責任者は園長です。園に関する事故事例は、ニュース等で知った場合その都度園長が職員に知らせて話し合い、意識を高めています。保育中に発生した事故はヒヤリハットに記入、事故報告書に記入し、職員会議で検討し予防策や改善策を検討しています。園内の安全点検も日々行っています。一方、園舎が老朽化するなか、横浜市による建て替えの承認が得られず、耐震工事など建物の安全対策は現在検討中となっています。なお、より安全な環境確保に向け、今後も継続して園内設備・備品等を点検し、安全対策を実施していくことが期待されます。 |         |
|   | 第三者評価結果 |
| 【38】 Ⅲ-1-(5)-②<br>感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。  | a       |
| <コメント>  |         |
| 法人作成の「感染症予防・蔓延防止マニュアル」を備え、それによって感染症対策の管理体制も整っています。これは園内研修でマニュアルのほか、感染症についての医師の意見書等も参考に周知しています。感染症が発生した際はマニュアルに沿って対応しています。その都度保護者には掲示で知らせ、理解を求め、予防対策を保護者と共有しています。園における予防対策としては、全クラスで手洗いを徹底し、毎日玩具の消毒、ドアや壁、机の消毒を徹底しています。マニュアルは法人が定期的に見直しています。  |         |
|   | 第三者評価結果 |
| 【39】 Ⅲ-1-(5)-③<br>災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。  | b       |
| <コメント>  |         |
| 法人作成の「危機管理マニュアル」を備え、災害時の対応体制が決められています。園の0歳児クラスの場所が土砂災害指定区域に入っているため、その恐れのある時には園内の安全な区域に移動することが決められています。年間の避難訓練実施計画書を作成して、毎月実施しています。年に一度保護者へ園児の引き渡し訓練をお迎えの際に実施しています。保護者には避難場所を重要事項説明書に明記しています。また、年に一度消防署と連携して防災訓練を実施し、園舎で煙避難訓練を行うとともに、避難の際の注意点などの指導も受けています。BCP（事業継続計画）は現在作成中となっています。  |         |

## 2 福祉サービスの質の確保

|   |         |
|---|---------|
| (1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。   | 第三者評価結果 |
| 【40】 Ⅲ-2-(1)-①<br>保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。   | a       |
| <コメント>  |         |
| 法人共通の業務マニュアルを整備し、保育の実務に関する基本的な対応を明確化しています。園独自にも「保育士マニュアル」を策定し、園の実情に即したより実践的な内容を明示しているほか、「保育従事者の心得」として、接遇や守秘義務、連絡体制等のほか、状況に応じた柔軟な対応など日常保育の配慮事項を明文化し、職員間で活用しています。また、プライバシー保護のマニュアルを整備し、更衣や排泄、沐浴時などの具体的対応や、性別への配慮等も明示しています。各マニュアルは毎月開催する職員会議を通じて読み合わせを実施し、職員間で実施手順を確認するほか、経験の浅い職員にはOJTを通じて個別指導を行い、対応を統一化しています。 |         |



|   |         |
|---|---------|
|   | 第三者評価結果 |
| 【41】 Ⅲ-2-(1)-②<br>標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。   | a       |
| <コメント><br><br>各業務マニュアルは、毎月開催する職員会議を通じて読み合わせを行い、実施手順を確認し対応の統一化を図るほか、併せて内容の見直しを行うするなど、職員の理解浸透と定期的な検証・見直しを実施する体制を構築しています。また、法・制度改正や行政通知、社会情勢の変化、事件・事故の報道などを踏まえて随時見直しを行うとともに、職員の改善提案や保護者の意見・要望等も取り入れ、実際の保育場面に即した内容構成に努めています。現在、新たな保育手法として法人全体で「ハイスコープ・カリキュラム」を導入し、指導計画とも連動しながら、より質の高い幼児教育と保育実践に向けた取り組みを推進しています。   |         |
| (2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。   | 第三者評価結果 |
| 【42】 Ⅲ-2-(2)-①<br>アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。  | a       |
| <コメント><br><br>主任を指導計画の策定責任者に位置づけ、全体的な計画の内容に基づいて年間指導計画を作成しています。また、3歳未満の乳児及び障がい児等を対象に個別支援計画を作成しています。児童票や健康調査票の情報を基に、日々の保育を通じて子どもの状態を把握するほか、個別面談等で保護者の意向・要望も聴取し、計画の内容に反映しています。各々の計画は、乳児・幼児会議やケース会議等を通じて職員間で情報共有しています。障がい児の受け入れを積極的に推進し、地域療育センター等の専門機関と随時連携して、助言を受けられる体制を確保しています。新たな保育の取り組みとして「ハイスコープ・カリキュラム」を導入し、障がいの有無に関わらず、子ども一人ひとりの特長や個性を伸ばし、主体性を育む保育実践に努めています。 |         |
|   | 第三者評価結果 |
| 【43】 Ⅲ-2-(2)-②<br>定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。  | a       |
| <コメント><br><br>年間指導計画は、子どもの発達に伴う周囲との関係性の変化や環境適応等を踏まえ、4期に分けて作成しています。計画の内容は、各月の保育目標に照らし、毎月の乳児・幼児会議等で確認するとともに、子どもの様子や保護者意見、行事後の保護者アンケートの結果などを加味して期ごとに評価・見直しを行い、次期指導計画に反映しています。離乳食やトイレトレーニング等は、子どもの負担感に配慮し、保護者と意見交換して慎重に進めています。見直しの結果は、職員会議のほか、記録の回覧や口頭伝達等で全体に周知しています。緊急に指導計画を変更する際は、主任とリーダー保育士で協議し、臨時でミーティングや会議を招集してカリキュラム等の見直しを実施するほか、保護者と個別面談を行うなど、随時柔軟に対応しています。  |         |
| (3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。  | 第三者評価結果 |
| 【44】 Ⅲ-2-(3)-①<br>子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。  | a       |
| <コメント><br><br>子どもの生育歴や家庭の状況は、入園時に保護者が記載した児童票や健康台帳に基づいて把握し、経過記録に子ども一人ひとりの発達や生活状況を記録しています。また、面談記録や個別支援計画もファイルして事務室内に保管し、随時確認できるようにしています。記録の記載方法は、主観的表現や個人の特定防止など記載上の留意点をルール化し、乳児・幼児会議やカリキュラム会議等で記載方法を確認し合うとともに、必要に応じて園長から助言・指導を行っています。日々の情報共有は、各会議をはじめ、毎日の昼礼や随時の口頭伝達、共用のPC端末など、複数の方法を用いて職員間の緊密な情報共有と連携に努めています。  |         |
|   | 第三者評価結果 |
| 【45】 Ⅲ-2-(3)-②<br>子どもに関する記録の管理体制が確立している。  | a       |
| <コメント><br><br>法人の個人情報取扱規程を策定し、子ども・保護者の情報の取扱及び管理方法等を明確化するとともに、園独自にもマニュアルを整備して具体的な情報管理のあり方を明示し、園内研修を通じて職員に周知しています。また、ホームページにも「保育園における個人情報保護の留意点」として、園の実務上の対応を具体的に例示し、園の姿勢を表明しています。園長を記録管理の責任者とし、園のPCにパスワードを設定し、記録媒体の帯出を禁止するとともに、個人情報に係る文書は事務所内のキャビネットですべて随時施錠管理を行うなど、情報の漏洩防止に配慮しています。保護者には重要事項説明書を通じて個人情報保護の方針を説明し、同意書も取得しています。                                   |         |

## <別紙2-2（内容評価 保育所版）>

### A-1 保育内容

|   |         |
|---|---------|
| A-1-(1) 全体的な計画の作成   | 第三者評価結果 |
| <p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>  | a       |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全体的な計画は、法人の理念「愛・行動・感謝」のもとに、保育所保育指針の趣旨もとらえて作成しています。それに基づき、園の方針は「子どもの最善の利益と人権を守り福祉を積極的に推進します」とし、目標は「みんなで笑おう、みんなで遊ぼう、みんなと生きよう」とわかりやすくしています。また、年齢ごとの目標も、0歳は「ほっとするいい気持ち」、1歳は「外の世界って楽しいな」、2歳は「友だちと一緒に 保育者と一緒に」というように保護者・子どもにも親しめてわかりやすく作成しています。市からの移管から三年目にあたり、見直して、今年度は地域と保護者の実態を考慮して変更を加えました。園長が主任と協議して作成・変更しますが、全職員に配布します。年間カリキュラム会議の際にこの全体的計画と保育所指針を基にして、年間カリキュラムを検討します。</p>                                       |         |
| A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開  | 第三者評価結果 |
| <p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>   | a       |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園舎は平屋建てのワンフロアで、全ての保育室が園庭に面していて日当たり良く、園庭の隣は公園で開放感があります。保育室内は空気清浄機を備えています。園舎内外の設備や用具は日々安全チェックをするとともに衛生管理をしています。午睡用の布団は二か月に一回業者に乾燥してもらっています。各保育室の棚などは活動によって移動しています。基本は保育士が全体を見通せることですが、子どもの動線を確保しながらいくつかのコーナーで子どもが集中して遊べるように工夫しています。各保育室の絵本コーナーは敷物を敷いてクッションを備え、子どもたちがクッションに座ったり寝転んだりもできる、くつろぎの場所となっています。手洗い場やトイレは明るく、角などの危険な部分はクッション材をつけたりと安全に配慮しています。</p>  |         |
|   | 第三者評価結果 |
| <p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>  | a       |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの発達過程や個人差、家庭環境を尊重して、一人ひとりに寄り添い受容することを園全体の重要課題として取り組んでいます。個人差を大切に、一斉に足並み揃えて、という保育はしていません。職員は横浜市子ども青少年局発行の「よりよい保育のためのチェックリスト」を使用し、まず具体的な解説で子どもの人権を尊重するための保育の大切なポイントをとらえます。その上で適切なかかわり方や言葉かけを学び、さらにチェックリストで自分の保育の振り返りを行っています。保育士は基本的なポイントを押さえていますが、実際の現場では実践できていないこともあり、園長が気づいた場面をとらえ、その都度直接アドバイスをしています。子どもが自分の気持ちを表現できないような場合には、くみ取って言葉を添えたりします。そのような環境で子どもたちも多様性を色眼鏡なく受け止め、上手に表現できない子どもに代弁してあげたりする姿が見られます。</p> |         |
|   | 第三者評価結果 |
| <p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>  | a       |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもたちが自ら生活習慣を身につけていくように、0歳児のクラスからその環境を配慮しています。手洗いは0歳児も必ず保育士と一緒に、紙パンツはその気になれば自分で持ってこられる棚にセットし、同じ場所同じやり方で、優しい声掛けや楽しい歌など歌いながらパンツの交換をします。歩けるようになった子どもたちは次第におむつ交換をしてもらう時に自分で新しい紙パンツを持ってきます。1、2歳児の排泄についてはトイレに座ることを遊びの一環として、まずトイレに親しむようにします。トイレには子どもに人気の楽しい絵が貼ってあります。そのような環境で、おむつ外しは急かすことはなく、いつのまにかできるようになっている現状があります。幼児クラスでは手洗いの大切さや汗をかいたら着替えること等の必要性を、子どもたちと一緒に話し合うことで、理解できるように働きかけています。</p>                          |         |

|  |                  |
|--|------------------|
|  | 第三者評価結果          |
| <p>A-1-(2)-④<br/>【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>  | a                |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園では現在「ハイスコープ・カリキュラム」を試行的に導入しています。子どもの主体性が育ち、言葉の習得にも役立ち、生活の見通しがつく等、多くの点で優れている幼児教育カリキュラムだという判断で、来年度から本格的に取り組む予定です。各クラスで、年齢に合った非常に豊富な教材、素材をすべて分類してそのケースには内容の絵を貼り、子どもたちがひと目見て、遊びたいもの、興味がわくものを自分で選べるように設定しています。大きな段ボールに家庭から持ってきた箱等の廃材も多種類入れてあります。その日に自分は何で遊ぶかを子ども自らが計画し、小グループで保育士に伝え、十分に遊んだ後、再度小グループになり、一人一人がその日の自分の遊びを振り返り、それを言葉で表現します。支援児たちもそのカリキュラムにより自分で遊びを選び、集中して遊んでいる姿が見られました。様々な素材を使った表現活動が活発で、他の子どもと共同で製作する場面も多くあります。十分に遊びの要求が満たされるため、落ち着いて他の子どもとの人間関が育まれていきます。園の周辺に数多くの公園があり、その時に応じた公園に出かけ、子どもたちの足は鍛えられています。行き交う人たちにあいさつし、交通ルールや異年齢児との歩き方も学びます。地域資源である市電保存館等に出かけることもあります。</p> |                  |
| <p>A-1-(2)-⑤<br/>【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>  | 第三者評価結果<br><br>a |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>0歳児クラスはできるだけ職員が変わらないように、また保護者とも密に話し合えるような体制を整えています。個別計画を作成し、一人ひとりに応じた対応をしています。子どもたちの安心・信頼を得るために、受容とスキンシップ、笑顔、応答的なかわり等を大切に、子どもたちが楽しくくつろいで過ごせるように心がけています。玩具は発達状況に従って入れ替えます。2024年からは本格的に「ハイスコープ・カリキュラム」の環境設定を行う予定です。昨年いくらか取り入れた経験ではそれによって子どもたちの遊びが一気に変わり、自分から積極的に遊びを選ぶ姿が見られるようになりました。他の子どもと並んで一緒に絵本を見たりまねっこをしたり、隣り合ってそれぞれがままごとに専念する等、遊びも活発になりました。家庭とは連絡帳でも密に連携しています。</p>   |                  |
| <p>A-1-(2)-⑥<br/>【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>  | 第三者評価結果<br><br>a |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>1, 2歳児クラスは今年度から「ハイスコープ・カリキュラム」を少しずつ取り入れています。一日の生活の流れの絵カードと、それにしただった実践により、生活の流れの見通しをもつようになってきています。遊びは子どもが自ら選び、コーナーで遊びこんでいます。自我が育っていく時期のため、保育士は4人体制で、ある子どもが「イヤイヤ」とこだわったような場合は、一人の保育士がその子どもに1対1で関わり、どうしたかったの？どうする？などと時間をかけてゆっくり話し合うようにしています。排泄や着脱などの生活習慣が急激に伸びる時期のため、職員同士の情報共有を大切に、一人ひとりに十分にかかわれるように工夫しています。天気の良い日には歩いて公園などに散歩に行き、思いっきり体を動かしています。散歩の際に起こりがちな手繋ぎの問題は、子どもの希望をよく聞いて、その子どもとは帰り道につなごう、というように子どもが納得するように話し合います。保護者とは随時個人面談を受け付け、常に相談体制にして声が聴けるようにしています。詳しい連絡帳を使用していて、個別指導計画を作成しています。保育士以外の大人とのかかわりは、春秋に保護者の保育士体験を実施していて、他の子どもの父や母が保育士となって過ごすので、子どもたちとの交流があります。</p>         |                  |
| <p>A-1-(2)-⑦<br/>【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>  | 第三者評価結果<br><br>a |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園舎は平屋建てのワンフロアで、乳児・幼児がそれぞれ同一のフロアで過ごしています。「ハイスコープ・カリキュラム」に基づき、3・4・5歳児がそれぞれ小グループになり、グループの保育士にその日の自分の遊びの計画を伝え、選んだコーナーで、やはりそのコーナーを選んだ子どもたちと遊びに集中します。自分で選んだ玩具や教材を出してきます。ままごとコーナーでは4, 5人が小さい恐竜を出してきて、流し台にどんぐりやコーヒー豆等を入れ込み、海だとして恐竜を泳がせたり、様々な発想を共有して遊びこんでいました。廃材を選んでガムテープで繋ぎ頭にかぶる子どももいるなど、独創的な遊びを楽しむ姿も見られました。保育士はつかずはなれずで、一緒に遊ぶ姿も見られました。また、お楽しみ会に向けて子どもたちの発想で4歳児は皆に人気の絵本からオオカミと7匹の子ヤギを選んで保育士とともに劇ごっこを計画しています。5歳児は世界の国の紹介が提案され、自分で国を選んでグループになり、その国の特産などを図鑑で調べたり、国旗カルタをしながらカタカナを覚えたりという活動をしながら、自分たちの選んだ国の説明のセリフを考え、世界一周の歌にあわせてセリフの掛け合いをする共同作業をしています。</p>                                     |                  |

|  |         |
|--|---------|
|  | 第三者評価結果 |
| 【A9】 A-1-(2)-⑧<br>障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。  | a       |
| <コメント>   |         |
| <p>支援の必要な子どもへの配慮については、建物・設備という点では市から移管した古い園舎で建て替えはまだ認められておらず、段差等が一部残存していますが、現在、身体障がいのある子どもは在籍していないことから、特段支障はない状態です。1、2歳児保育室及び幼児保育室は同一フロアの開放的な環境で、たくさんのコーナーが設定しており、一斉保育はなく、好きな遊びを選べる環境です。また複数クラスの保育士が全体を見守っています。様々な支援児にとって適した環境と言えます。支援児には個別の支援計画を作成し、日々の活動等を日誌に記し、成長記録を作成し、振り返りをして子どもの状況を詳しく職員が共有しています。カリキュラム会議でも議題として話し合っています。職員は障がいに関する研修を積極的に受講しています。専門機関との連携は横浜市南部地域療育センターと密につながっていて、助言を受けています。子どもたちは園全体の「同じでなくていい」という雰囲気のもと分け隔てなく、自然に多様性を受け入れていて、ともに遊んでいます。保護者には入園説明会の際に、この園は支援児の入園を拒まない、「みんなちがってみんないい」という方針であることを伝えています。</p> |         |
|  | 第三者評価結果 |
| 【A10】 A-1-(2)-⑨<br>それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。   | a       |
| <コメント>   |         |
| <p>在園時間が長くなっても、園の方針は子ども主体であるため、子どもたちは継続して日中と特に変わらない生活をしています。他のクラスの玩具も使えることもあり、子どもたちはお迎えが来るまで好きずきに遊びを選んでいきます。ふしめとしては、3時半のおやつが終わると一日の振り返りをし、そのあと自分は何をするかを考えるので、一日が連続性をもっています。帰る準備をしてお迎えを待つ、という体制ではありません。お迎えの遅い子どもも寂しがることはなく、迎えが来てきりがよくなるまで遊ぶ子どもたちです。あるお迎えの遅い子どもは、延長が好きだ、なぜなら先生と1対1で遊べるからだ、と言っています。延長時間は順番で担任が残るようにシフトを組んでいます。子どもの人数が少なくなり、一つの部屋で過ごす時には、小さい子どもに危険のないように玩具の配慮をします。補食を提供する準備はありますが、現在その対象の子どもは在籍していません。引継ぎ表はクラス別で日々朝夕に伝達事項を記し、職員同士と保護者と共有します。</p>   |         |
|  | 第三者評価結果 |
| 【A11】 A-1-(2)-⑩<br>小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。   | a       |
| <コメント>   |         |
| <p>小学校との連携について、園では横浜市作成の「アプローチカリキュラム」を基として自園の「あつぷる滝頭保育園アプローチカリキュラム」を作成し実践しています。また、職員が、行政主催の職員研修で年間4回の幼保小接続研修会「小学校への滑らかな接続」に参加し、その記載があります。その他5歳児クラスの小学校向けの保育では、午睡を減らしていくこと、小学校へ質問状を送ること、近隣保育園の5歳児クラスとの交流、幼保小交流事業への参加等があります。保護者に対しては、クラス懇談会で小学校の教諭を招き、小学校生活の話聞く機会と、保護者からの質問を受けた小学校からの回答をもらう機会があります。その他、5歳児クラスが小学校を訪問して図書館を案内してもらったり、運動会を見に行ったり、という交流があります。</p>   |         |
| A-1-(3) 健康管理   | 第三者評価結果 |
| 【A12】 A-1-(3)-①<br>子どもの健康管理を適切に行っている。  | a       |
| <コメント>   |         |
| <p>法人作成の「保健衛生マニュアル」を備え、系列園の看護師作成の「年間保健計画」を使用しています。それらに基づき子どもたちの健康状態を把握しています。担任は毎朝子どもたちの健康状態を確認し、検温を登園時、午睡の前後にしています。子どもの体調悪化・ケガ等については、その程度に応じて保護者に連絡して伝えるか、降園時に伝え、必ず事後の確認をします。それは昼のミーティングで全職員で共有します。既往症や予防接種については、個別の児童保健台帳に追記してもらいます。「保健だより」は系列園の看護師が作成したものを園の実情に合わせて修正し、保護者に配布して園の健康に対する方針等を伝えています。乳幼児突然死症候群に関しては、職員は研修で確認し、保護者には入園の際に園長から園での取り組みを説明し、また担任からも伝えています。</p>  |         |

|  |         |
|--|---------|
|  | 第三者評価結果 |
| 【A13】 A-1-(3)-②<br>健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。   | a       |
| <コメント>   |         |
| <p>健康診断・歯科健診の結果は個別の児童健康台帳に記載します。保護者には健康カードに記して渡し、印をもらいます。歯科健診の結果虫歯の予防対策として、食事の後に必ずお茶を飲むようにし、口の周りを清潔にするように対応しています。現在コロナ禍の影響で園では歯磨きをしていません。家庭で歯磨きを十分にすることを奨励しています。</p>   |         |
|  | 第三者評価結果 |
| 【A14】 A-1-(3)-③<br>アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。  | a       |
| <コメント>   |         |
| <p>現在アレルギー疾患の子どもは在籍していませんが、厚労省発行の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」、その他二種類のマニュアルを備えています。アレルギー疾患の子どもが入園した際にはそれらにしたがって対応します。除去食を提供し、トレーと食器の色を他の子どもと区別できるように変え、乳児担当の保育士はエプロンの色も変えます。アレルギー児の一覧表を作成し、保護者とはメニューの確認をします。アレルギー疾患の子どもが在籍している年度には、入園説明会の際に、アレルギー疾患の子どもがいることを保護者に伝え、園内にお菓子などの持ち込みをしないように伝えます。</p>   |         |
| A-1-(4) 食事   | 第三者評価結果 |
| 【A15】 A-1-(4)-①<br>食事を楽しむことができるよう工夫をしている。  | a       |
| <コメント>   |         |
| <p>園の提供する食事は業者に依頼しています。食育計画はその業者の作成したものと、園で作成したものがあり、両者を合わせて実施しています。業者は食に関する紙芝居を子どもたちに見せる計画もあり、実施しています。クッキングは園のもの業者のものと合わせて実施しています。給食のメニューは業者の本部が作成していますが、園に派遣されている栄養士の采配で園の子どもたちに合わせた変更も可能になっています。誕生会の日のおやつは独自です。給食時の座席は子どもが自由に座る場合もあり、時には席をくじで決めるゲームを取り入れて、楽しんだりもしています。食器は強化磁器で発達に応じて3種類備えています。量の加減はまずは一定量を盛りつけ、子どもの希望で減らします。食べたくないものも、食わず嫌いにならないように、一口、口に入れてみることを勧めますが強制はしません。保護者には食育活動について知らせています。また食に関する相談も随時受けています。食育活動としてクッキングの他に野菜栽培もしています。各クラスで苗を植え、水やりをし、観察し、収穫したものは給食室で食事やおやつに出してもらっています。</p> |         |
|  | 第三者評価結果 |
| 【A16】 A-1-(4)-②<br>子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。   | a       |
| <コメント>   |         |
| <p>毎月給食会議を行います。出席者は園長、主任、給食職員、乳児・幼児クラスから代表1名ずつです。主に保育士が子どもたちの状況を伝えます。例えば、乳児クラスからは、切り方の注文や食べ具合が良いこと等。幼児クラスからは、ひらがなの献立が欲しい、量がもっと欲しい等。それを皆で討議し、より食べやすく食欲をさそう食事になるような提案を出し合い、調理の工夫をしています。切り方や盛り付け、色合い、人気のない食材を変えてみる、子どもたちのリクエストを取り入れる、などです。子どもの食べる量や残食は記録しています。栄養士や調理員が食事の様子を見る機会は少ないですが、できるだけ時間を作って見に行っています。クッキングの際にクラスに参加することもあります。業者本部のメニューで特徴的なものは郷土食で、日本各地の郷土メニューを毎月2回提供しています。衛生管理は本部作成のマニュアルにしたがって実施しています。</p>   |         |

## A-2 子育て支援

|   |         |
|---|---------|
| A-2-(1) 家庭と緊密な連携  | 第三者評価結果 |
| 【A17】 A-2-(1)-①<br>子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。  | a       |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>家庭との日々の連携は、朝夕のコミュニケーション、乳児は連絡帳、幼児はその日の保育内容の掲示です。おたよりは「園だより」、「きゅうしょくだより」、「保健だより」を毎月発行しています。保護者と直接話し合う機会は、懇談会、個人面接、保育参加、保育士体験があります。その他各種行事では、運動会、クリスマスお楽しみ会等、保護者参加のものがいくつかあります。誕生会には誕生児の保護者が一緒に祝えるようにしています。その他年に1回の保護者アンケートと行事ごとのアンケートで保護者の意向をくみ、職員会議等で検討します。それを結果内容として保護者の満足度や意見を事業報告書に記載しています。保護者からの意見は園に掲示して、改善が必要な件はその対策も伝えています。保護者との情報交換の内容は必要に応じて記録しています。懇談会記録があり、また個別メモを児童票に記載します。子どもの気になる絵があった場合等も児童票にファイルします。</p> |         |

|  |         |
|--|---------|
| A-2-(2) 保護者等の支援  | 第三者評価結果 |
| 【A18】 A-2-(2)-①<br>保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。  | a       |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園では保護者対応に力を入れ、職員にはマナー研修や保護者対応の研修をしています。日々職員は保護者からの相談は小さいことであっても園長に報告し、場合によって園長・主任からアドバイスを受けています。必要なことからは相談記録に記載して、他の職員と共有しています。保護者の就労事情には柔軟に応じ、所定の時刻にお迎えに来られない場合は電話連絡で受け付けています。それぞれの家庭の事情を考慮し、登園が9時を過ぎても連絡がない場合は園長から電話連絡をして事情を聴くほか、連絡が取れない場合には磯子区と連携して訪問するなど、常に個々の家庭の事情に応じて対応できるように配慮しています。</p> |         |
|  | 第三者評価結果 |
| 【A19】 A-2-(2)-②<br>家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。  | a       |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>虐待については、法人作成の「虐待防止マニュアル」を備えています。職員は着替え等の際に子どもたちの体を意識して観察します。気になることがあった場合は即園長に報告し、保護者とは何気ないコミュニケーションをとるように心がけています。実際に虐待だと思われる場合には、保護者に話し、区役所や場合によって児童相談所に連絡します。区役所、児童相談所とは連携体制があります。入園説明会の際に保護者には園は虐待を発見した場合には通報義務があることを説明しています。虐待に関して特別に単独の研修はしていませんが、折に触れて話し合い、意識を高めています。</p>                  |         |

## A-3 保育の質の向上

|  |         |
|--|---------|
| A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）   | 第三者評価結果 |
| 【A20】 A-3-(1)-①<br>保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。   | a       |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>各種指導計画には必ず振り返りの欄があり、年間を通して保育士は振り返りとともに自己評価を記しています。それも参考にして園長との面談を年に2回実施し、法人が保育士それぞれの評価につなげています。また、法人作成の自己評価シートを活用して年1回一人ひとりの職員が自己評価を行い、その結果を園長がまとめます。また保護者アンケートの結果も分析し、これらを園長・主任が取りまとめて文書化し、園の自己評価としています。これは全職員に配布し、職員会議で共有するとともに、職員間で検討し、次年度の目標・計画に反映します。園の自己評価はホームページで公表し、保護者にも配布しています。</p> |         |